

# 調布飛行場の諸課題解決 に向けた取組について

平成29年11月21日  
東京都港湾局

# 本日の説明内容

- I 調布飛行場の航空機の使用実態に関する調査結果について  
(追加調査・再調査)
- II 調布飛行場の管理運営の一層の適正化について
- III 航空機の運航に関する安全対策の強化について
- IV 墜落事故の被害者救済のための仕組みについて
- V 自家用機分散移転の推進について
- VI 航空機の運航に関する情報提供について

参考 事故調査報告書の概要

# I 調布飛行場の航空機の使用実態に関する調査結果について (追加調査・再調査)

## ○ 調査内容

- ① 事故機等に関連する飛行の搭乗者に対する聴き取り調査  
【追加調査】
- ② 慣熟飛行等による飛行回数が多い機長が運航する航空機への搭乗者に対する聴き取り調査【追加調査】
- ③ パイロットに対するアンケート調査 【再調査】  
(事故機の書類送検を重く受け、再調査を実施)

## ○ 調査結果

- ① 聴き取り調査の結果、遊覧飛行やチャーターなどが疑われる不適切な飛行が散見された。  
⇒ 航空法違反が疑われる飛行については、国に情報提供していく
- ②③ 遊覧飛行や体験飛行等の飛行内容における不適切な事例は発見されなかった。

## Ⅱ 調布飛行場の管理運営の一層の適正化について

航空機の飛行目的の適正化等を図るため、空港使用手続き等の厳格化を実施していくための新たな取組を地元市と協議しながら進める

- ① 飛行目的の明確化
  - ・ 飛行実態と合った目的が記載されるよう空港使用届出書の様式を改善
- ② 搭乗者の制限
  - ・ 飛行目的に合った搭乗者に制限
- ③ 自家用機に対する飛行目的の確認の徹底
  - ・ 空港使用届出書の提出期限の設定
  - ・ 操縦者、搭乗者の本人確認
  - ・ 遊覧飛行等を目的とした飛行をしない事を宣誓
- ④ 遊覧飛行の疑い事例への対応
  - ・ 航空法違反の疑いのある事例に関しては国土交通省に情報提供（連携強化）
- ⑤ 調布飛行場の管理運営について、第三者による監査を定期的に実施（第三者チェックの導入）
- ⑥ 地元三市の関係者等に、調布飛行場の管理運営状況について定期的に確認してもらう

### Ⅲ 航空機の運航に関する安全対策の強化について

---

安全意識の更なる徹底と自家用機の事業用機並みの安全点検体制を整備するための新たな取組を地元市と協力しながら進める

- ① 機長、整備士、運航管理者等が安全講習会等を受講することを義務化
- ② 国が主催する整備士等を対象とした講習会に調布飛行場の整備士が参加し、その整備士により点検・整備を行うことを義務化
- ③ 自家用機の機長による出発前確認を徹底し、管理事務所への報告を義務化
- ④ 出発前確認の厳重チェック  
⇒ 自家用機操縦者は、離陸前に確認書（チェックシート）を提出し、都が指定する専門家にチェックを受ける。
- ⑤ 調布ルールを導入  
⇒ 最大離陸重量等から算出される「必要滑走距離」の基準を厳しくする「調布ルール」を自家用機を対象に導入する。
- ⑥ 滑走路を最大限に利用するための改良  
⇒ 運輸安全委員会の勧告を受けて、滑走路長を最大限に利用するための改良を行う。
- ⑦ 第三者チェックの導入（再掲）

## IV 墜落事故の被害者救済のための仕組みについて（1）

---

万が一事故等が発生した時に被害者が迅速に救済される仕組みを構築

### ① 保険加入の義務化

- ・ 自家用機所有者等に対し、航空機保険の第三者賠償責任保険の加入を義務化
- ・ 都において継続的にチェックを実施

### ② 「緊急時対応責任者」の設置及び責務の明確化

- ・ 各自家用機に緊急対応責任者を設置、都に登録
- ・ 都は定期的に連絡会を開催

## IV 墜落事故の被害者救済のための仕組みについて（2）

### ① 被害者救済制度の創設

都営空港を離着陸した航空機が都内で事故を起こした場合に、迅速に被害者が救済される制度を全国で初めて創設。

- ・ 当座必要となる資金等を迅速に被害者に支払う「一時支援金」
- ・ 速やかな生活再建のため、住宅の建替えや補修等の資金を貸す「貸付金」

### ② 現場対策の強化

万が一の墜落事故等発生時に、被害状況の的確な把握や迅速な対応、被害住民等の支援や、地元市や消防・警察との調整等を円滑に進めるため、新たに「調布飛行場航空機事故等対応マニュアル(仮称)」を策定する。

局対策本部長 : 港湾局長

現地対策本部長 : 島しょ・小笠原空港整備担当部長

## IV 墜落事故の被害者救済のための仕組みについて（3）

---

### 【参考】他機関による取組

調布飛行場の自家用機所有者で組織する一般社団法人「調布空港安全飛行研究会」に対し、団体として責任ある体制を構築するよう強く要請

- ① 団体に顧問弁護士を置くとともに、各機の航空機保険の被保険者に安全飛行研究会を追加し迅速な保険請求等を担保
- ② 会員が負担する研究会費の中から事故対策予算を積み立て、事故発生時には緊急見舞金を支出



## V 自家用機分散移転の推進について

自家用機の分散移転については、これまで駐機スポットの削減等により確実に減少しており、都が空港管理を引き継いだ平成4年の35機から19機となっている。

### 【大島空港への移転に向けた取組】

- ・ 大島空港活性化のための防災機能の向上、賑わい機能の創出の一環として、自家用機の大島空港常駐化に向け、大島町と協議
- ・ 防災力向上に資する給油施設、格納庫の整備とともに、賑わい創出に資するイベント等について継続的に実施
- ・ 平成29年10月10日、町議会に説明、北の山公民館にて住民説明会を実施
- ・ 今年度、格納庫及び給油施設の整備に向けた基礎調査を発注予定
- ・ 来年度、基本・実施設計、再来年度に工事を実施予定
- ・ 準備が整い次第移転開始

## VI 航空機の運航に関する情報提供について

【背景】 調布飛行場を利用する航空機の飛行の実態について、地元市等から公表して欲しいとの要望あり。特に時間外の飛行については強い要望が寄せられている。

### 【情報提供に関する新たな取組】

#### ① 離着陸予定を前日中に公表

⇒ 時間外飛行予定については、時間・飛行目的・時間外飛行の理由を、  
時間内飛行予定については、定期便、事業用機、自家用機に分けその便数をFacebookにて前日の夕方に公表

#### ② 離着陸実績を1週間分まとめて翌週に公表

⇒ 時間外飛行便数と時間内飛行便数(定期便・事業用機・自家用機等に分類)の合計をホームページにて公表

## 【事故の概要】

平成27年7月26日（日）に個人所属パイパー式PA-46-350P型JA4060が調布飛行場から離陸した直後、10時58分ごろ、調布市富士見町の住宅に墜落した。

同機には機長ほか同乗者4名の計5名が搭乗し、機長及び同乗者1名が死亡、住民1名が亡くなり、2名が軽傷を負った。墜落した住宅が全焼し、周辺の住宅等も火災等による被害を受けた。

## 【事故原因（概要）】

離陸上昇中、速度低下により、失速し墜落したと推定

### < 速度低下の要因 3点 >

- ① 最大離陸重量超過 （最大離陸重量1,950kgを58kg超過）
- ② 低速での離陸 （標準的な手順78ktに対して73ktで離陸）
- ③ 過度な機首上げ姿勢の継続